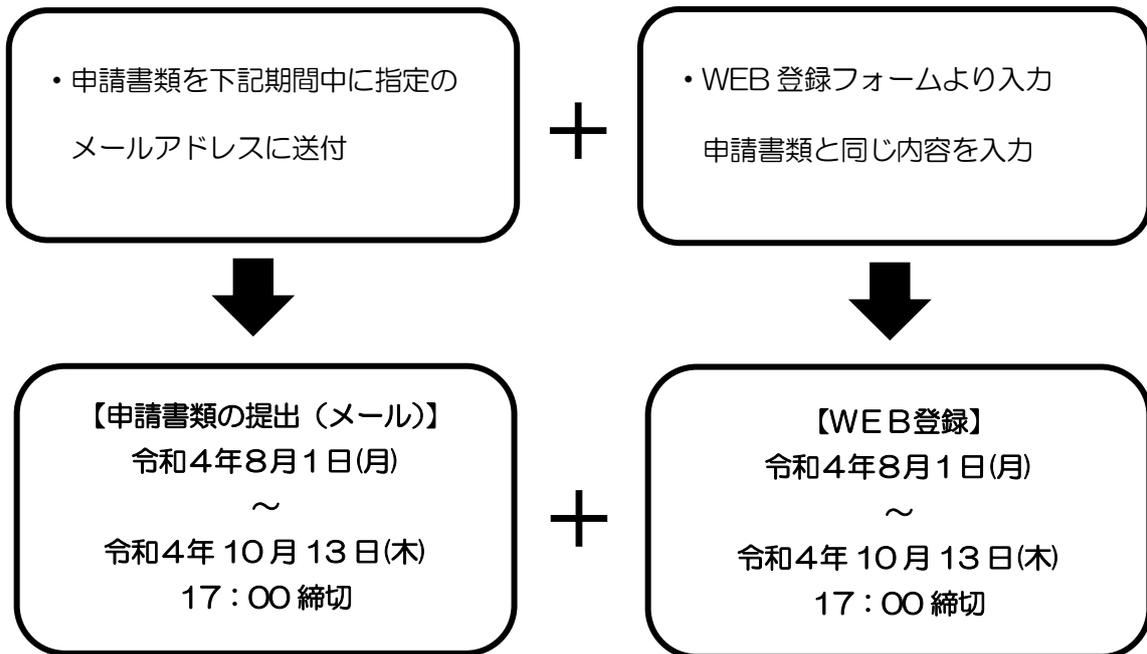


# 「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」

## 【募集要項】

○ 申請受付（申請書類の提出とWEB登録の両方の手続きが必要です）



申請書類は「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」HP からダウンロードできます。

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/station/grandprix/entry/index.html>

「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」で検索できます。

○お問い合わせ先

第3回 東京シニアビジネスグランプリ事務局

(受託事業者：株式会社アイフィス)

TEL：03-5395-1202

e-mail：[seniorgp@ifys.jp](mailto:seniorgp@ifys.jp)（お問い合わせ）

：[gp-entry@ifys.jp](mailto:gp-entry@ifys.jp)（申請前確認書及び申請書提出専用）

**55+STARTUPS**

Tokyo Senior Business Grand Prix

## 内容

1 事業概要.....	2
2 スケジュール（予定） .....	2
3 申請要件.....	2
【よくあるご質問】 .....	7
4 対象事業内容.....	8
5 表彰および賞金 .....	8
6 起業支援資金 .....	8
7 申請方法.....	9
8 申請に際しての注意事項.....	12
9 審査内容.....	13
10 申請者（申請予定者含む）に対する各種サポート（無料） .....	15

### 申請者情報のお取り扱いについて

- 1 利用目的
  - (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用いたします。
  - (2) 経営支援・技術支援等の各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
    - ※ 上記（2）を辞退される方は当該事業担当者までご連絡願います。
- 2 第三者への提供（原則として行いませんが、下記により行政機関へ提供する場合があります。）
  - (1) 目的
    - ア 会社からの行政機関への事業報告
    - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
  - (2) 項目  
氏名、連絡先等、当該事業申請書記入の内容
  - (3) 手段  
電子データ、プリントアウトした用紙
    - ※ 上記（1）目的のイを辞退される方は当該事業担当者までご連絡ください。
      - ◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は（公財）東京都中小企業振興公社 HP（<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>）より閲覧およびダウンロードすることができますので、併せてご参照願います。

# 1 事業概要

## (1) 事業目的

東京都は少子高齢化社会を迎え、人口推計によると2025年をピークに人口減少社会に突入すると予測されています。一方で、日本の平均寿命は伸長しており、元気なシニア層が多数存在しています。こうした中、退職後もこれまでの経験やノウハウを活かして働くことにより社会貢献を望む人達も多く、社会的な需要も増加傾向にあります。

そこで、シニア層の働き方の選択肢として起業を視野にいれてもらうとともに、東京のシニア起業を促進する主要事業として、東京シニアビジネスグランプリを実施し、特に優れたビジネスプランに対して表彰を行います。

## (2) 事業内容

これから起業を目指すシニアの方、または創業して間もないシニアの方からビジネスプランを募り、書類審査、面接審査、プレゼンテーション審査を通じて、優秀なビジネスプランを決定します。

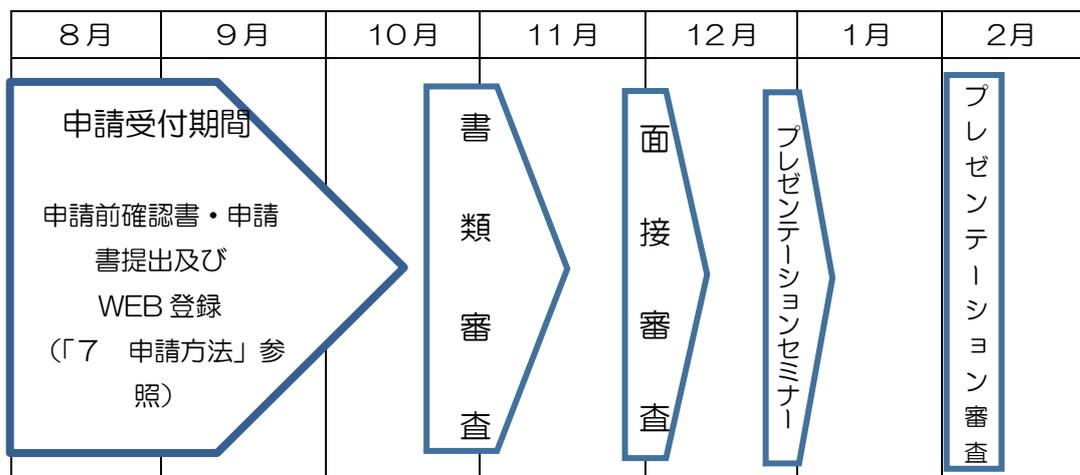
## (3) 対象者

P.2「3 申請要件」を満たす方を対象とします。

# 2 スケジュール (予定)

令和4年(2022年)

令和5年(2023年)



○申請期間 令和4年8月1日(月)～令和4年10月13日(木) 17:00 締切

○書類審査期間 令和4年10月14日(金)～令和4年11月14日(月)

○面接審査期間 令和4年11月30日(水)～令和4年12月2日(金)

○プレゼンテーションセミナー 令和4年12月中旬及び令和5年1月中旬頃

○プレゼンテーション審査 令和5年2月5日(日)

※各審査では審査結果が確定後、申請者に速やかに審査結果を通知します。

# 3 申請要件

申請を行うためには、下記の【申請要件1】～【申請要件3】を「全て」満たすことが必要となります。申請要件に該当するか否かは、P.6の「申請要件確認チャート」でご確認ください。

【申請要件1】 令和4年(2022年)4月1日時点で55歳以上の方

【申請要件2】申請時点で下記①～③のいずれかに該当すること

① 都内での創業を具体的に計画している個人の方

※都内での創業を具体的に考えていれば現在の居住地は問いません。

② 中小企業者に該当する法人・個人のうち、下記のいずれか1点を満たす方

○法人登記を行ってから5年未満の法人の代表者の方

本店（土業法人の方は主たる事務所）の所在地が都内に登記されており、都内で実質的に事業を行っていること。

○税務署へ開業の届出を行ってから5年未満の個人事業主の方

納税地と主たる事業所等が都内に実在しており、都内で実質的に事業を行っていること。

③ 特定非営利活動法人または一般社団法人・一般財団法人のうち、下記を満たす方

○法人登記を行ってから5年未満の法人の代表者の方

主たる事務所が都内に登記されており、都内で実質的に事業を行っていること。

【申請要件3】申請時点で経営経験が通算5年未満の方

※下記の方は申請を行うことができません。

<申請を行うことができない方>

- みなし大企業に該当する方（P4参照）
- 個人事業主・法人の登記上の代表者として、通算5年以上の経営経験がある方（海外での経営経験も含みます）
- 個人開業医の方（医師または歯科医師等が、病院や診療所等で患者に対して医業を行う事業として、申請を行うことはできません）

◎ 用語説明

➤ 中小企業者

中小企業基本法第2条、株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法における政令に規定するものです。みなし大企業は、中小企業者に含まれません。

業 種	法 人		個 人
	資本金の額 出資の総額	常時使用する 従業員の数	
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	300人以下	全業種が 中小企業者に 該当します
卸売業	1億円以下	100人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
ゴム製品製造業（一部を除く）	3億円以下	900人以下	
旅館業	5千万円以下	200人以下	
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	

➤ **みなし大企業**

①～④のいずれか1つに当てはまる法人を指します。

① 申請を行った法人に対し、単一の大企業が下記のいずれかに該当すること。

- ・発行済株式総数の2分の1以上を所有していること。
- ・出資総額の2分の1以上を出資していること。

② 申請を行った法人に対し、複数の大企業が下記のいずれかに該当すること。

- ・発行済株式総数の3分の2以上を所有していること。
- ・出資総額の3分の2以上を出資していること。

③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員・職員が兼務していること。但し、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く。

④ その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。

例 (1) 大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合

(2) 大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合

なお、大企業とは、上記の中小企業者以外の事業者を指します。

ただし、下記のいずれかに該当するものは、大企業としては取り扱いません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

➤ **本店（土業法人の方は主たる事務所）・主たる事務所・主たる事業所等**

○ 法人の場合

下記のことを「本店（土業法人の方は主たる事務所）」、「主たる事務所」と表記します。

・株式会社等

都内において実質的に事業を行っている拠点、かつ商業登記の登記事項である「本店（土業法人の方は法人登記の登記事項である主たる事務所）」

・特定非営利活動法人等

都内において実質的に事業を行っている拠点、かつ法人登記の登記事項である「主たる事務所」

○ 個人事業主の場合

下記のことを「主たる事業所等」と表記します。

- ・開業の届出を行う時に税務署に届け出る、都内において実質的に事業を行っている「事業所」または「事務所」。

住所地や居所地を、事業所・事務所を兼ねるものとして届出を行う場合を含みます。

➤ **実質的に事業を行っている**

実質的に事業を行っているとは、単に登記や建物があることだけではなく、客観的に見て、都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。HP、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

➤ **経営経験**

経営経験とは、個人事業主・法人の登記上の代表者として事業を実施することを指します（申請した法人とは別の法人で代表者を務めていた場合も含まれます）。

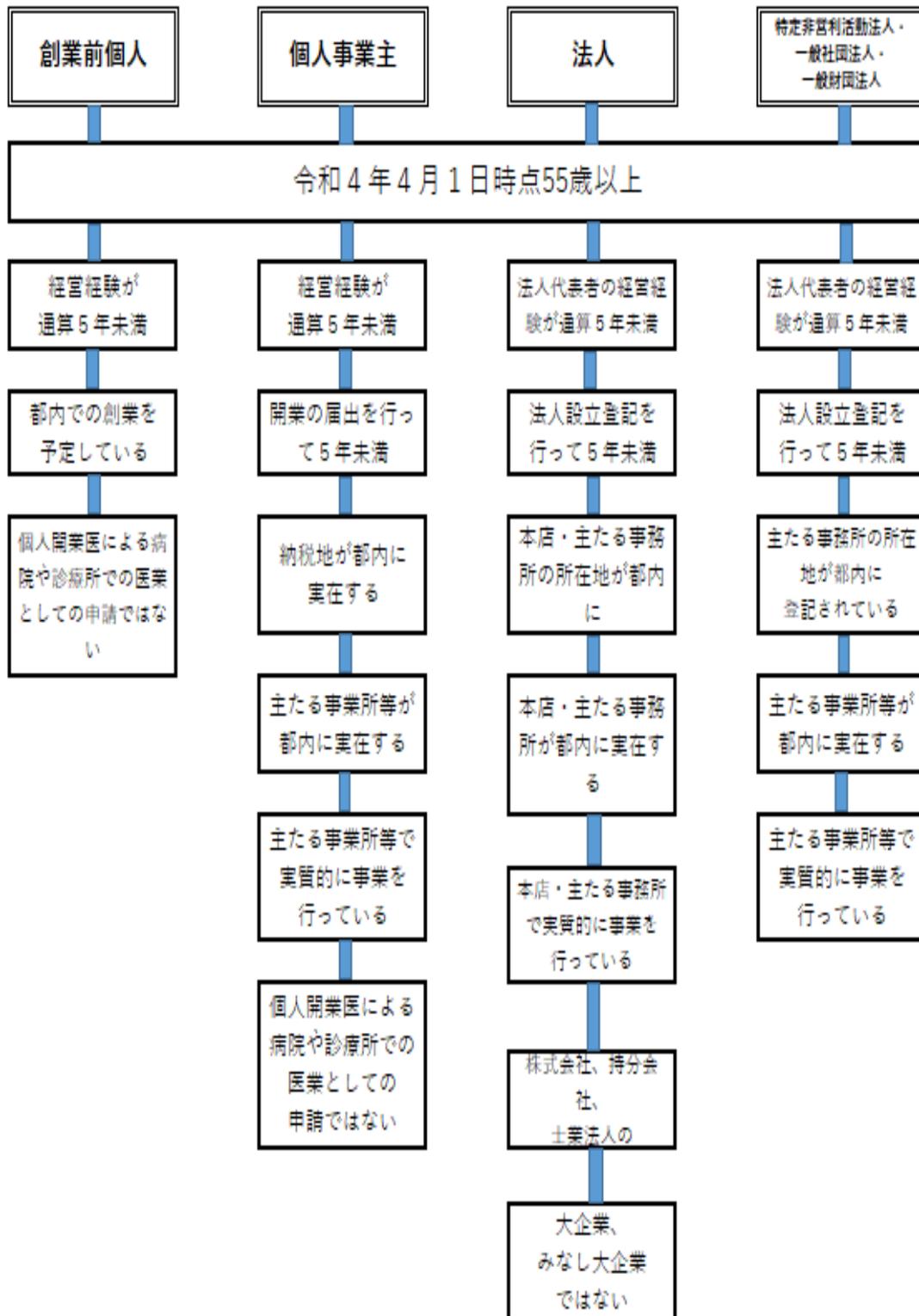
経営経験の期間を算出する際には、下記の点にご注意ください。

- 業種や事業の形態を問わず、個人事業主（個人事業の開業・廃業等届出書提出後）の期間＋法人の登記上の代表者期間で、経営経験の期間を算出してください。
- 雇われ社長や子会社の社長として事業を実施した期間は、経営経験に含まれます。（海外での経営経験も含む）
- フリーランス（個人事業の開業・廃業等届出書未届）として事業を実施した期間は、経営経験に含まれません。
- 休業である旨を記載した確定申告書を提出した個人事業主及び休業の異動届出書を税務署に提出した法人代表者については、当該休業期間は事業実施の期間からは除きます。
- 複数の事業を行い、期間が重複している場合には、下記の方法で経営経験の期間を算出してください。

(株)A	1年	！	1年			
(株)B		1年	！	1年	！	1年
通算	経営の経験は通算4年					

## 《申請要件確認チャート》

申請要件に該当するかをご確認ください



「持分会社」は合同会社、合資会社、合同会社を指します

【 よくあるご質問 】

Q1： 登記や開業の届出を行った所在地と、「本店」「主たる事務所」「主たる事業所等」として実質的に事業を行っている所在地が異なる場合、申請を行うことはできますか。

A1： 都内の登記・届出上の所在地とは別に、他の所在地が本店・主たる事務所・主たる事業所等として都内に実在し、そこで実質的に事業が行われている場合には、申請要件を満たすこととします。

Q2： 開業の届出を行った際、主たる事業所等は都内、納税地は都外の自宅住所であり、現在もその状態が続いています。申請要件を満たすにはどうすればよいですか？

A2： 申請を行うまでに、納税地を主たる事業所等の所在地（都内）に変更する「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を税務署に提出した上で、その写しを個人事業の開業・廃業等届出書の写しと共に、申請時、公社に提出する必要があります。

Q3： 開業の届出を行った際、都外の自宅住所を納税地とし、主たる事業所等も都外でした。現在は両方とも都内に移転しています。申請要件を満たすことを示すにはどうすればよいですか？

A3： 移転時に税務署に提出した、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」の写しを、個人事業の開業・廃業等届出書の写しと共に、申請時、公社に提出してください。

Q4： 一般社団法人や一般財団法人は対象となりますか？

A4： 一般社団法人や一般財団法人は対象となります。

なお、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、特定目的会社、任意のグループなどは対象とはなりません。申請を行うことができるのは、中小企業基本法上「会社」に該当する法人です。

法人の種類	対象
株式会社、持分会社 (合名会社、合資会社、合同会社)	○
工業法人	○
特定非営利活動法人	○
一般社団法人、一般財団法人	○
事業協同組合、商工組合	×
有限責任事業組合（LLP）	×
学校法人、宗教法人、医療法人、 社会福祉法人、農事組合法人	×
特定目的会社	×
任意のグループ	×

Q5： 都内のバーチャルオフィスを利用していますが、「本店」「主たる事務所」「主たる事業所等」として要件を満たしますか。

A5： 当事業では、下記のいずれかを満たす施設をバーチャルオフィスとして扱います。

- ・ 利用者の業務スペースが存在しない施設
- ・ 契約の範囲内で業務スペースを利用することができず、業務スペースを利用するために別途

#### 使用料が必要になる施設

バーチャルオフィスを利用しており、下記のいずれかに該当する場合、申請要件を満たすこととします。

- ・バーチャルオフィスを会議室等として利用し、実質的に事業を行っている
- ・バーチャルオフィス以外に、都内において実質的に事業を行っている別の拠点が存在している

単に都内に所在地名を借り受け、郵便物等の送付を受けているだけでは、申請要件を満たすことにはなりません。

「レンタルオフィス」や、フリーデスク・共有スペースを使用する「シェアオフィス」「ワーキングスペース」で実質的に事業を行っている場合も、「本店」「主たる事務所」「主たる事業所等」と認められ、申請要件を満たすこととします。

[以下のいずれかを満たす場合、申請要件を満たします]

#### 都内のバーチャルオフィス

- ・実質的に事業を行っている場合
- ・単に都内に所在地名を借り受け、郵便物等の送付を受けているだけだが、バーチャルオフィス以外に、都内に実質的に事業を行っている別の拠点が存在している場合

#### 都内のレンタルオフィス、シェアオフィス、ワーキングスペース

- ・実質的に事業を行っている場合

## 4 対象事業内容

成長・ベンチャー型、コミュニティ・ローカル型、社会貢献型等幅広いビジネスプランを募集します。事業内容および業種は問いません。ただし、公社が公序良俗に反すると認められたもの、本事業目的に反すると認められたものについては、審査対象外とします。

## 5 表彰および賞金

- 最優秀賞（1名以内）・・・賞金50万円
- 優秀賞（1名以内）・・・賞金25万円
- 奨励賞（1名以内）・・・賞金15万円
- 上記3名含むプレゼンテーション審査進出者全員（10名以内）・・・起業支援資金100万円

## 6 起業支援資金

### (1) 趣旨

プレゼンテーション審査まで進んだファイナリストに対し、創業された事業が確実に運営されていくことを支援するため、起業支援資金100万円を交付します。

### (2) 起業支援資金の金額

最大100万円

※ただし、公社の実施する創業助成事業助成金の受給金額との合計が300万円を超えない範囲を上限とする。

### (3) 起業支援資金の交付対象者

起業支援資金の交付対象者は、以下の要件を全て満たす方です。

起業支援資金の交付は、令和5年度に実施する交付審査会の通過が条件となります。

※詳細な手続き等に関しては、プレゼンテーション審査終了後、ファイナリストへご連絡いたします。

- ① 令和4年度の公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が実施する「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」においてプレゼンテーション審査へ進出したもののうち、その翌年度（令和5年度）内で公社が指定する期日までに東京都内に法人（※）を設立した者又は既に東京都内に法人（※）を設立している者であること。
- ② 公社が実施する「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」において計画した事業内容と実際に設立した法人（※）の事業内容とに関連性が認められること。
- ③ 設立した法人（※）について、今後の継続性が認められること。
- ④ 次の除外事由に該当しないものであること。
  - ア. 公序良俗に反する事業を実施していたと認められるもの
  - イ. 公社の実施する創業助成事業助成金の受給金額が300万円を超えるもの

(※) ここでいう法人とは、以下のいずれかのものとします。

- ・ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に規定する会社
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する一般社団法人等
- ・ 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

### (4) 起業支援資金の申請受付期間及び審査会日程（予定）

令和5年6月頃、12月頃、令和6年2月頃を予定

## 7 申請方法

### (1) 申請書類の入手方法

申請書類は「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」HPからダウンロードの上作成してください。

「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」で検索できます。

(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/station/grandprix/entry/index.html>)

### (2) 申請書類の提出方法

※下記の期間内に、必ず【申請前確認書及び申請書の提出（Eメール）】と【WEB登録】の両方を行ってください。

令和4年8月1日（月）～ 令和4年10月13日（木）17:00 締切

#### 【申請前確認書及び申請書の提出（Eメール）】

- ・ 作成した申請前確認書及び申請書を以下のアドレスにお送りください

■ 提出先：[gp-entry@ifys.jp](mailto:gp-entry@ifys.jp)（提出専用メールアドレス）

※問い合わせについては [seniorgp@ifys.jp](mailto:seniorgp@ifys.jp) にお送りください

- ・ 提出は申請前確認書及び申請書のみとなります。補足資料の追加は不可です。

**【WEB登録】※WEB登録を忘れないよう十分ご注意ください。**

- 申請前確認書及び申請書のメール提出と合わせて、WEB登録が必要です。

「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」HP内の「WEB登録」から、申請受付期間のみ登録可能です。

(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/station/grandprix/entry/index.html>)

- WEB登録は、申請書と同じ内容を入力してください。
- WEB登録はお1人1件のみとなります。

**(3) 申請書類の作成と提出における主な留意事項**

- ① 申請は1人につき1件に限らせていただきます。同一の代表者が経営する、複数の法人による申請は受付不可となりますので、ご注意ください。
- ② 申請書類の申請者名の記入に当たっては、下記の点に留意してください。
  - 創業前の個人の場合は、個人名を記入してください。
  - 個人事業主の場合は、個人名を記入してください。屋号等は記入しないでください。
  - 法人代表者の場合は、法人名と代表者名を記入してください。
- ③ 申請書類の作成、提出、申請等にかかる費用は、申請者の負担となります。
- ④ 申請前確認書及び申請書のご提出はEメールのみとなります。郵送や窓口持込でのご申請は一切できません。
- ⑤ 提出された申請書類は、いかなる場合でも返却いたしません。
- ⑥ 申請書類を追加で提出することはできません。ただし、公社から追加書類の提出等を求める場合はその限りではありません。
- ⑦ 申請書類提出後の申請者の変更や申請内容の変更、申請書類の加筆・修正等はできません。
- ⑧ 申請書類提出後、法人名、所在地、資本、役員等が変更された場合は、事務局にご一報いただきますようお願いいたします。
- ⑨ 申請前確認書及び申請書、WEB登録の控えは、全ての審査が終了するまで保管しておいてください。
- ⑩ 申請受付後、受付確認メールを返信いたします。申請後3営業日以内に返信がない場合はお手数ですが下記事務局までご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

第3回 東京シニアビジネスグランプリ事務局（受託事業者：株式会社アイフィス）

TEL：03-5395-1202

e-mail：[seniorgp@ifys.jp](mailto:seniorgp@ifys.jp)（お問い合わせ）

： [gp-entry@ifys.jp](mailto:gp-entry@ifys.jp)（申請前確認書及び申請書提出専用）

#### (4) 申請時の必要書類

申請時に必要な書類は、下記のとおりです。

必要書類	
1	第3回 東京シニアビジネスグランプリ 申請前確認書（指定様式）
2	第3回 東京シニアビジネスグランプリ 申請書（指定様式、 <u>全ページ</u> ） ※指定様式以外の添付資料（補足説明や参照資料など）は、提出不可。審査時に考慮いたしません。

作成する際の記入方法についての詳細は、記入例（巻末）をご覧ください。

※上記書類に不足があった場合は、書類審査で不通過となります。提出前に全ての書類が揃っているか、必ずご確認ください。

#### (5) 面接審査時の必要書類

下記の書類に関しては、書類審査を通過して面接審査に進まれる方のみ、公社から追加提出を依頼します。申請書提出の時点では提出不要です。必要書類の詳細については、公社から追ってご連絡いたします。

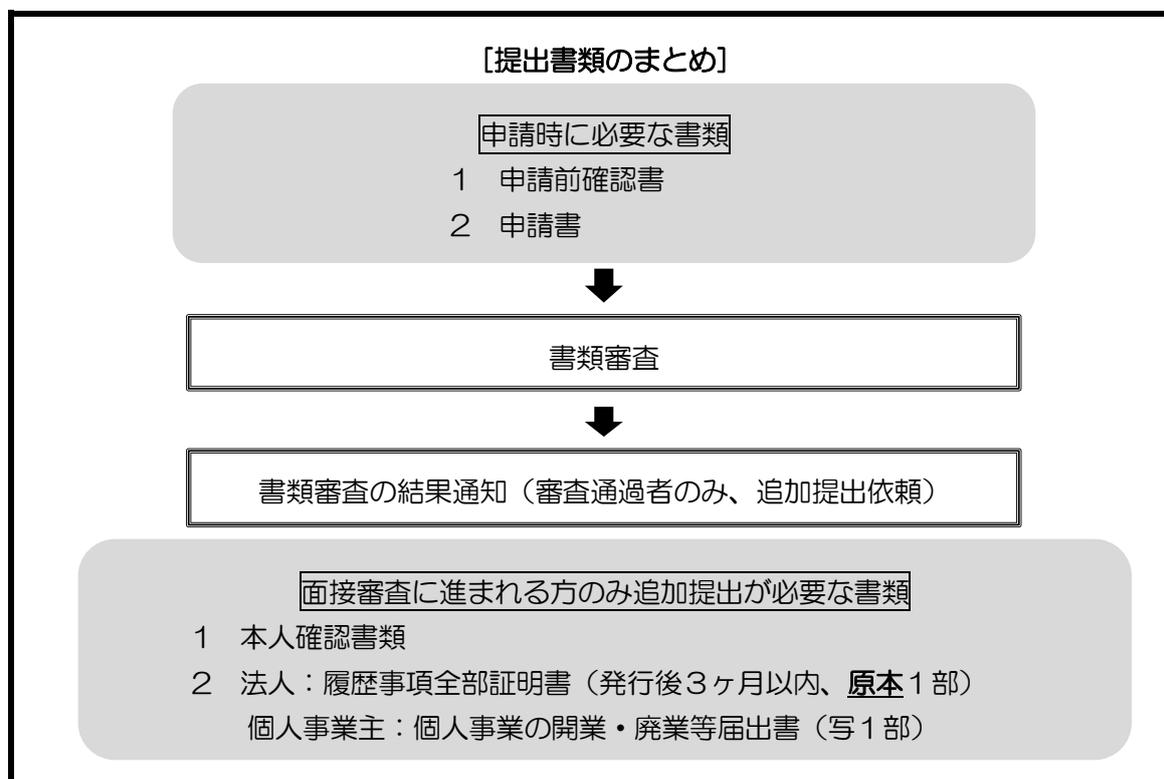
必要書類		部数
1	本人確認書類（顔写真等が確認できる運転免許証、パスポート等）の写し	1部
2	法人：履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）原本 個人事業主：開業届の写し（※）	1部

（※） 以前に、個人事業主として事業を行っており、法人成りした場合は、履歴事項全部証明書と個人事業の開業・廃業等届出書の両方をご提出ください。

（※） 海外で代表者として事業を実施していた場合、海外の履歴事項全部証明書・個人事業の開業・廃業等届出書等を提出する必要はありません。

申請形態		必要書類	備考
法人	下記以外の場合	・履歴事項全部証明書	・履歴事項全部証明書は、国内の法務局で発行可能です。 ・その他届出書は、税務署に提出し、受付印が押印された控えをご提出ください。
	法人設立後、一定期間休業していた場合	・履歴事項全部証明書 ・休業する旨を届け出た異動届出書 ・休業を解除する旨を届け出た異動届出書	
個人事業主	下記以外の場合	・個人事業の開業・廃業等届出書	・個人事業の開業・廃業等届出書、その他届出書は、税務署に提出し、受付印が押印された控えをご提出ください。
	開業の届出を行った後、納税地を変更した場合	・個人事業の開業・廃業等届出書 ・直近の所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書	
	開業の届出を行った後、納税地・事業所等を移転した場合	・個人事業の開業・廃業等届出書 ・直近の所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書	

	開業の届出を行った後、休業していた期間がある場合	・個人事業の開業・廃業等届出書 ・休業である旨を記載して提出した確定申告書	
創業予定の個人		なし	



## 8 申請に際しての注意事項

当事業への申請に際しては、次の項目について予め同意の上ご申請ください。

- (1) 個人開業医、事業協同組合、商工組合、有限事業責任組合（LLP）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、特定目的会社、任意のグループ、みなし大企業の方はご申請いただくことができません。
- (2) 申請の際に記入いただいた個人情報およびビジネスプラン概要は、審査のため、審査実施機関および審査員に提供します。本事業および関連する目的の範囲内のみで使用し、その他の第三者に提供することはありません。
- (3) 申請者名や申請プラン名、概要等について、HP等で公表する場合があります。
- (4) 申請者本人（代理不可）が、プレゼンテーション審査まで進んだファイナリストを対象としたプレゼンテーションセミナー（令和4年12月中旬～下旬及び令和5年1月中旬頃実施予定）に参加し（必須）、プレゼンテーション審査の公開プレゼンテーション（令和5年2月5日開催）で発表することとします。

- (5) 申請プランの知的財産権は申請者に帰属します。ただし、産業財産や、企業秘密やノウハウ等の情報の保護については、申請者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない内容としてください。権利侵害等に関するトラブルについて、主催者（関係者を含む）は責任を負いかねます。知的財産についてのご相談は、東京都知的財産総合センター（03-3832-3656）までお問い合わせください。
- (6) 本事業の賞金や起業支援資金の交付がない場合であっても、事業の実施が可能な資金計画としてください。
- (7) 提出された申請書類・データは返却いたしません。
- (8) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者の方は、申請できません。
- (9) 申請資格に対する虚偽の事実や、盗作・違反等があった場合は、審査結果発表後であっても受賞を取り消す場合があります。また、既に賞金等が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。
- (10) 自社HP等に受賞したことを記載いただいても問題ありません。ただし、受賞は商品やサービスを保証するものではありませんので、誤解のない形での記載をお願いいたします。
- (11) シニア創業の事例（モデルケース）として、HP、事例集、SNS等による事業PRにご協力いただくことがあります。

## 9 審査内容

### (1) 審査方法

ご提出いただいた申請書に基づき、ビジネスプランについて書類審査（要件審査及び内容審査）を行います。次に、書類審査を通過した申請者に対して面接審査を行います。その後、面接審査を通過した申請者に対してプレゼンテーション審査を行い、受賞者を決定します。なお、プレゼンテーション審査以外は非公開で行い、審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

### (2) 審査における主な視点

以下の審査の視点を踏まえて申請書の作成をお願いいたします。

#### ① 書類審査（要件審査）

申請者と申請内容が申請要件に適しているかを審査します。

#### ② 書類審査（内容審査）・面接審査

次の4項目で審査します。

##### 1 経営理念・ビジョンの明確さ

・事業に活かせる自分の強み・弱みと、その補強方法が明確になっているか

## 2 ビジネスモデルの実現性・収益性

- 具体的な内容、適切な価格設定、実施時期や場所等、予定数量について説明できているか
- 収益獲得の仕組みが適正であるか
- 製品・商品・サービスの製造・調達ルートが的確に設定されているか
- 販売戦略が的確であるか
- 想定されるリスクとその回避方法が検討されているか
- 自身の創業によって解決可能な課題、その解決策が明確になっているか

## 3 市場の理解度

- 競合他社との差別化、優位性が明確になっているか
- 対象市場の規模、特徴、成長性を的確に把握しているか
- 想定顧客が明確になっているか

## 4 計画の妥当性

- 経営計画・経営見通しが実現の見込める内容であるか
- 計画を推進するための資金は確保されているか

### ③ プレゼンテーション審査

上記②の4項目の他、プレゼンテーション力を追加して審査します。

## (3) 書類審査について

書類審査の結果は、合否に関わらず全ての方に書面にてお知らせいたします。令和4年11月下旬に申請書記載の連絡先所在地に郵送でお送りします。

## (4) 面接審査について

### ① 必要書類について

本人確認書類及び、法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は開業届を期日までに提出していただきます。提出先については、郵送でお知らせします。

### ② 面接審査の対象者

申請者ご本人にお越しいたします。申請者以外の方の入室はできません。

### ③ 面接審査の実施日

令和4年11月30日(水)～12月2日(金)の日中に実施いたします。面接審査日につきましては、書類審査の結果と共にお知らせいたします。面接審査日の変更等は一切できませんので予めご了承ください。

面接審査当日は、電子機器類、追加提出書類、商品・サービスのサンプル等の持込が可能です。

### ④ 面接審査結果のご連絡

面接審査の結果は、合否に関わらず全ての方に書面にてお知らせいたします。令和4年12月中旬に申請書記載の連絡先所在地に郵送でお送りします。

## (5) プレゼンテーション審査について

プレゼンテーション審査は、一般公開で行います。1件当たり約7分間のプレゼンテーションと質疑応答を行い、受賞者を決定します。

○日 程：令和5年2月5日（日）

○会 場：神田明神ホール（東京都千代田区外神田 2-16-2 神田明神文化交流館 2F）

○発表者：10名（予定）

## 10 申請者（申請予定者含む）に対する各種サポート（無料）

### (1) キックオフイベント

創業に向けた機運を醸成することを目的に、著名人を交えたキックオフイベントをオンラインで開催します。なお、内容は変更になる場合がありますのでご了承ください。最新の情報については HP をご確認ください。

(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/station/grandprix/kickoff/index.html>)

日時：令和4年8月20日（土）14時30分～17時30分（予定）

内容：基調講演、前回ファイナリストによるパネルディスカッション、事業説明

### (2) 申請に向けたセミナー

申請を検討されている方向けに、シニア起業をテーマとしたセミナーをオンラインで開催します。最新の情報については HP をご確認ください。

(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/station/grandprix/seminar/index.html>)

申し込み開始は8月上旬を予定しております。

### (3) プレゼンテーションセミナー（プレゼンテーション審査まで進んだファイナリスト参加必須）

プレゼンテーション力のブラッシュアップを図るファイナリスト全員参加型のセミナーを令和4年12月中旬及び令和5年1月中旬頃に開催いたします。

### (4) TOKYO 創業ステーションの利用について

会社が運営する「TOKYO 創業ステーション」では創業に関する各種サービスを実施しています。必要に応じて「メンバー登録」の上ご利用ください。詳しくは HP をご確認ください。

(<https://startup-station.jp/>)

※こちらは創業者向けの一般的なサービスであり、東京シニアビジネスグランプリの申請書類の記入方法や、内容助言等を行っているわけではありません。

#### ① コンシェルジュ相談

起業経験者のコンシェルジュが、起業前～起業して間もない方の「起業に関する相談」を毎日お受けしております。ビジネスアイデアのブラッシュアップやディスカッション、起業に必要な手続きなど、起業を考えている皆様を広くサポートします（事前予約制）。詳しくは HP をご確認ください。

(<https://startup-station.jp/m1/concierge/>)

#### ② プランコンサルティング相談

担任制により、ビジネスプラン作成支援を行っております。相談窓口には、創業を予定される方を

伴走支援するプランコンサルタント（創業相談員）を配置しています。プランコンサルタントは、それぞれ得意分野が異なる専門を持つ者がおり、HPに一覧表が掲載されております。ご利用いただくためには、「メンバー登録」の他に「プランコンサルティング利用申請」の手続きが必要です。詳しくはHPをご確認ください。

（<https://startup-station.jp/m2/services/consultation/planconsulting/>）

### ③ ワンポイントセミナー

創業前や創業間もない段階で知っておきたいポイント、役立つ知識について学ぶ1テーマ・短時間の無料セミナーです。テーマは幅広く、内容は深くお伝えいたします。自分に当てはまるセミナーを選んで、ご受講することができます。詳しくはHPをご確認ください。

（<https://startup-station.jp/m2/services/seminar/onepoint/>）

## 「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」申請前確認書

◎申請書を提出される前に下記確認事項に回答の上、記名等願います

回答欄に○をつけてください。

確認事項		回答
(1) 令和4年(2022年)4月1日時点で55歳以上である	<input checked="" type="radio"/>	はい
(2) 申請時点以前の状況 申請時点において、個人事業主又は法人代表者として 施している期間が <b>通算で5年未満</b> である ※ 通算の際、休業である旨を記載した確定申告書や 異動届出書を税務署に提出した法人代表者につい 期間からは除く		いいえ
項目が1つでも「いいえ」に該当する場合や 未回答の場合は、不通過となります。		
3) 申請形態 (該当する箇所に○を付けてください)	該当するものに○を付けてください。	
ア ( ) 都内で創業予定の個人 イ 以下のいずれかに該当する <b>創業5年未満</b> であり、 <b>都内で実質的に事業を行い、都内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所が実在する法人又は都内を個人事業の納税地及び主たる事業所等として開業若しくは異動の届出を行っている個人又は特定非営利活動法人若しくは一般社団法人・一般財団法人</b> ( ) ゴム製品製造業(一部を除く) : 資本金3億円以下又は従業員900人以下 ( ) 製造業・その他業種 : 資本金3億円以下又は従業員300人以下 ( ) ソフトウェア業・情報処理サービス業 : 資本金3億円以下 又は従業員300人以下 ( ) 卸売業 : 資本金1億円以下又は従業員100人以下 ( ) 旅館業 : 資本金5千万円以下又は従業員200人以下 (○) サービス業 : 資本金5千万円以下又は従業員100人以下 ( ) 小売業 : 資本金5千万円以下又は従業員50人以下	<input checked="" type="radio"/>	はい
(4) 次のア～オの要件を全て満たしている ア 大企業(中小企業者以外の者: 中小企業投資育成(株)、投資事業有限責任組合を除く。以下同様とする。)が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していない イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していない ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していない あるいは、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務しているが、経営の自主性、独立性が損なわれていない エ その他大企業が実質的に経営に参画しておらず、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていない オ 個人については、個人開業医ではない	<input checked="" type="radio"/>	はい
(5) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではない	<input checked="" type="radio"/>	はい
(6) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の交付先として適切でないと判断する業態を営むものではない	<input checked="" type="radio"/>	はい
(7) 面接審査を通過しファイナリストになった場合、令和5年2月5日(日)に開催するプレゼンテーション審査に出場できる	<input checked="" type="radio"/>	はい
(8) 面接審査を通過しファイナリストになった場合、申請プラン内容を公開することに同意する	<input checked="" type="radio"/>	はい
(9) 申請書の提出日(8/1~10/13)をご記入ください。	<input checked="" type="radio"/>	はい
の記載内容を全て確認し、申請を確認した		いいえ
(10) WEB登録を行い、申請書に記載した内容と同一の内容を登録した	<input checked="" type="radio"/>	はい
(11) プレゼンテーション審査の公開プレゼンテーションにおいて、PowerPoint等で作成した資料を使って発表することができる	<input checked="" type="radio"/>	はい

上記の内容に間違いありません。

法人名

令和4年 月 日

代表者名(氏名)

法人の場合は法人名。個人事業主、創業前個人の場合は記入不可

# 「第3回 東京シニアビジネスグランプリ」

## 申請書

### 1 申請者・事業運営形態

(1) 申請者 (選択項目は、該当するものに☑してください。)

個人の場合	(ふりがな)	そうぎょう はなこ		創業前の個人の方、個人事業主の方は、「個人の場合」にご記入ください。屋号の記入は不要です。	
	氏名	創業 花子			
法人の場合	(ふりがな)	こちらに記入いただいた所在地に、審査結果の通知等をお送りします。必ず、申請者の方で本人への郵送や連絡が可能な連絡先をご記入ください。			
	法人名				
	(ふりがな)				
代表者名					
生年月日 (年齢) ※令和4年 4月1日時点	昭和41年5月5日 (55歳)		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	
	令和4年4月1日時点で55歳以上であることが要件です。		※ 回答は任意		
連絡先 所在地	★本申請についての書類の郵送及び連絡が可能な住所をご記入ください★				
	〒101-0025 東京都××区〇〇町3丁目4番5号△□□ビル402				
	TEL(携帯)	090-1234-5678	E-mail	〇〇〇〇〇〇〇〇@gmail.com	
職歴及び 経歴 ・所属先 ・所属期間 ・代表期間	所属先	所属期間			
	〇〇〇株式会社●●事業部	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	28年●月 ~ <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	30年●月	うち代表期間 2年0か月
	■■■開業	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	4年●月 ~ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年月	年1か月
		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年月 ~ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年月	年 か月
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年月 ~ <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年月	年 か月	

・代表期間欄には「個人事業主として」  
ください。

・職歴及び経歴の欄が足りない場合

代表期間には「個人事業主として事業を行っていた期間」または「法人の代表期間」を記入してください。代表期間の合計が5年以上の場合、申請を行うことができません。ご注意ください。

(2) 申請者の現在の事業運営形態

現在の事業 運営形態等	<input checked="" type="checkbox"/> 1 個人事業主 <input type="checkbox"/> 2 法人（中小企業） <input type="checkbox"/> 3 創業前個人  <input type="checkbox"/> 4 特定非営利活動法人・一般社団法人・一般財団法人
----------------	--

事業開始日 (個人事業主と法人は記入、 創業前個人は予定日)	<input checked="" type="checkbox"/> 開業日（個人事業主）  <input type="checkbox"/> 法人設立日（特定非営利活動法人を含む、法人）  令和4年7月5日		
法人設立の予定 (個人事業主と法人設立予定 の創業前個人は記入)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	予定日：令和4年11月12日	
開業予定日 (法人設立予定なしの創業前 個人のみ記入)	年    月    日	なお、起業支援資金の申請要件は法人化 することが条件となっています。	
事業所の所在地	★本店等の所在地（法人）、主たる事業所等の所在地（個人事業主）、予定所 在地（創業前の個人）をご記入ください★  〒100-0005 東京都××区〇〇1丁目2番地3号△△ビル5階  事業開始前の方は、予定をご記入ください。		
事業内容 (創業前個人は記入不要)			
主たる取扱商品・サービス (創業前個人は記入不要)			
資本金及び従業員数 (創業前個人は記入不要)	千円 (うち大企業からの出資： 千円)	名 (うち大企業からの出資： 名)	

## 2 事業計画

申請を行うビジネスプラン概要を簡潔かつ的確に表すようご記入ください。  
ファイナリストに選ばれた場合、こちらのプラン概要がHPに公開されます。

### (1) プラン名(20文字以内)

○	○	を	活	用	し	た	ビ	ジ	ネ	ス									
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### (2) 創業動機、ビジョン、経営者の強み(事業に活かせる経験・ノウハウ・人生観等)

#### ① 創業動機

[ポイント]

創業のきっかけ、前職での経験、問題意識、創業にあたっての思い、実現したいこと、自身の強み・弱み等についてご記入ください。

#### ② ビジョン

#### ③ 経営者の強み(事業に活かせる経験・ノウハウ・人生観等)

※枠に収まらない場合は、適宜枠を広げてください。

### (3) 事業内容

#### ① 具体的な商品・サービスの概要

[ポイント]

写真や図などを活用して、製品・商品・サービスについて具体的に説明してください。

#### ② 社会課題、消費者の課題

※枠に収まらない場合は、適宜枠を広げてください。

#### ③ 課題解決策

#### (4) 競合分析と競争優位性

##### ①競合の状況

[ポイント]

想定顧客・対象市場の分析、競合他社との差別化について、写真や図などを活用してご記入ください。

##### ②優位性と他社比較

※枠に収まらない場合は、適宜枠を広げてください。

#### (5) ターゲット市場

##### ①市場規模

[ポイント]

自身の事業のターゲット市場について写真や図などを活用してご記入ください。

##### ②具体的なターゲット市場

※枠に収まらない場合は、適宜枠を広げてください。

#### (6) マーケティング戦略(販売先、プロモーション方法、販売方法、販売計画、ビジネスモデル等)

[ポイント]

マーケティング戦略について、写真や図などを活用して、具体的に説明してください。

(7) 資金計画(申請される方の会計年度に応じて6か月分の計画をご記入ください)

(単位:千円)

必要資金		金額	調達方法・調達額	金額
設備資金			自己資金	
	設備資金合計			
運転資金			借入	
	運転資金合計			
合計			合計	

[ポイント]  
申請される方の会計年度に応じて6か月分の計画をご記入ください。

[ポイント]  
申請される方の会計年度に応じた期を3期分ご記入ください

(8) 収支計画(申請される方の会計年度に応じた期を3期分ご記入ください)

単位:千円

		当年度	翌年度	翌々年度
売上高				
売上原価				
売上総利益				
粗利益(%)				
販売費	外注費			
	オフィス賃借料			
	広告宣伝費			
	その他経費			
一般管理費	人件費			
営業利益				
営業利益率(%)				
営業外収益				
営業外費用	支払利息			
	その他			
経常利益				

[ポイント]  
項目は事業に合わせて適宜変更してください

(9) 収支計画の見通しに関する説明

[ポイント]  
上記資金計画の根拠について説明してください。